

広島県告示第三百三十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定によつて、平成十八年広島県告示第二百九十二号で認可した都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成二十一年三月三十日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 施行者の名称

尾道市

二 都市計画事業の種類及び名称

備後圏都市計画公園事業

六・五・四五一号 向島町運動公園

三 事業施行期間

昭和五十六年六月十六日から平成二十三年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分

変更なし

使用の部分

なし